

# 議会運営委員会会議録

(令和5年4月14日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年4月14日（金）  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 一般質問の方式について
- (2) 議会運営に関する申合せ事項等の見直しについて
  - ①愛南町議会運営に関する申合せ事項
  - ②愛南町議会運営方針（3月定例会）
  - ③愛南町議会運営方針（6・9・12月定例会）
  - ④一般質問の方法について
  - ⑤質疑の回数について
- (3) その他

開会	10時00分
閉会	10時41分

○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長挨拶をお願いします。

○山下委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の招集をしましたところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。

これ本当早いもので、あと我々の議会運営委員会、今日とあと1回2回を残すだけになりました。これまで、委員長の力不足のため、いろいろ皆さんに御迷惑をおかけしました。しかし、あと2回、最後の最後まで、選挙ではありませんけど、御協力をよろしくお願いします。

それでは、協議に入りたいと思います。

初めに、一般質問の方法について、議会事務局長の説明を求めます。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。では、説明をさせていただきます。

一般質問につきましては、先般のですね3月定例議会の最終日で、質問回数、の制限の撤廃がございました。またですね、一問一答方式の導入についても、合意がありましたので、それぞれの一般質問の方法について、どういった方法があるかですね、事務局が案をつくってまいりましたので、説明をさせていただきます。

議会資料1の1ページを御覧ください。

まず前段としまして、通告の例なんですけども、大項目が1と2、農業所得の向上対策についてと、教育振興対策について、そしてそれぞれに質問の要旨があって、それぞれの質問に、小項目の1と2がついているというですね、質問で説明をさせていただきます。もちろんですね、質問のつくり方としまして大項目だけの場合はあるんですけども、今回は、それぞれに小項目がついているということで、説明をさせていただきたいと考えております。

では、2ページを御覧ください。

これがですね、答弁一括方式の進行の案となっております。

現状のですね、進行を前提として、再質問からの回数制限をなくした進行案としております。具体的に言いますと、まずですね、大項目の1と大項目の2を一括して質問して、執行部のほうも同様に一括して答弁を行います。その後の再質問から、一問一答を繰り返すわけなんですけど、その回数について制限がないというですね、進行案を考えております。

続きまして3ページを御覧ください。

これがBで答弁分割のですね、進行案としております。

これも、現状の進行案、進行を前提としまして、再質問からの回数制限をなくした進行案としております。まずですね、大項目の1と大項目の2を分割して質問します。それぞれ執行部のほうが、同様に分割して答弁を行いまして、再質問から、小項目に区切って一問一答を繰り返すという流れとなっております。もちろん、制限に、回数の制限はございません。

続いて5ページを御覧ください。

これがですね、今回導入の合意が得られました一問一答方式なんですけども、一問の範囲をですね、小項目があるかないかにかかわらず、大項目をですね、一問とした進行案としております。

まず議長がですね、〇〇議員の質問を許しますと言いますと、通告者が、質問席に登壇しまして、1の(1)から1の(2)まで質問を行い、着席をします。

それと議長が、一問一答方式の質問がありましたということで、理事者の答弁を求めます。すると理事者が演壇に登壇して、1の(1)から1の(2)まで答弁して自席に戻ります。それからなんですけども、ここまでは、いわゆる答弁分割と全く同じ流れではあるんですけども、次からですね、議長が、再質問について発言します。1について再質問ありませんかといいますと、大項目1の範囲内です、質問も一問一答を繰り返すということです。なので小項目1の(1)、1の(2)があったとしても、順番にですね、1の(1)から再質問する必要はなくて、1の(2)から再質問してもよろしいというような、ランダムで質問してもよろしいという、そういったですね、案を作成しております。1の質問が終わったら、議長が次に2の質問を許しますということで、進行を続けていくという流れを考えております。

以上がですね、事務局が考えた一般質問の進行案になります。

以上です。

○山下委員長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。

示された進行案は、大項目の答弁を理事者が演壇で行うところまでは、どの方式も従来どおりです。

これ、よろしいですね。

再質問からは、一括は大項目1と2をまとめて再質問、分割は小項目ごとに区切って、再質問、一問一答は小項目ごとに区切らず、大項目1の中で、再質問をするという進行案です。

これ皆さん理解できましたかね。

それでは活性化、議会活性化の報告では、従来の二方式に加え、一問一答を加えた三方式での選択ということでありましたが、こうして整理すると、三方式で、果たしてこれ、選択してやる必要性について、これ協議をする必要があると思うんですが、それについて、まず事務局の説明を求めます。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 この件なんですけども、まず答弁一括方式なんですけども、これはですね令和3年の6月定例会から、令和5年の3月定例会の間、答弁一括での質問が2回ありました。

同じ議員の方がですね、質問方式についてチャレンジしてみたいということで、2回チャレンジされております。

その他の議員は全て答弁分割を選択しております。

次に答弁分割についてなんですけども、例えば通告書で、小項目を持たない構成です、質問した場合は、いわゆる答弁、一問一答方式と全く同じ進行方法になるので、実際この三方式についてですね、全て残しておく必要があるかどうか、協議が必要かなと考えております。

以上です。

○山下委員長 ただいま事務局長から説明がありました。

この件について皆さんの御意見を伺います。一つ、答弁一括、答弁分割、一問一答の、今までの三方式選択にするのか。それとも、答弁分割、一問一答の二方式選択にするのか。もう一つは、一問一答のみにするのか。そして、四つとして、その他、この選択肢が四つあるんですが、皆さんの御意見を伺います。

はい、石川委員。

○石川委員 もうこれ、議場が混乱してもいかなので、私は一問一答の一方式でいいんじゃないかというふうに思いますが、ただランダムにですね、小項目の1、2を、それぞれ再質問する際

にですね、町民の方が聞いておられるときにですね、私、これ分かりにくいんじゃないかなと。だから答弁分割の小項目の(1)とか、(2)、それぞれ順を追ってですね。再質問したほうが、町民の方は聞かれて、理解しやすいんじゃないかなというふうに思います。

○山下委員長 今、石川委員からの意見がありました、皆さんの御意見は。

はい、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 はい。私ももう、Cでいいとは思いますが、Aについては、やはり、答弁全体で聞いても、ちょっと覚えきれない。という問題があるのかなと思ってます。

それと、Bに関しても、これは、C-1と、一問一答のように質問するほうが、工夫すれば、それで、できるんじゃないかなと思うんで、もう、C、一問一答一択でいいと思います。

○山下委員長 はい。ほかの委員の方の御意見ありませんか。

○山下委員長 はい、鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 私も一問一答でいいと思います。

というのがですね、答弁分割にしても、割と細かい、(1)(2)(3)、どうしても関連質問で、どうしても全部つながっていったる質問、再質問が多々あると思うんですよね。それだったらもう一問一答で、もう全体の1大項目の中で、再質問をし合うというほうが、全体的に分かりやすいんじゃないかなろうかと。

最近、答弁分割で行っても、大きい(1)と(3)は同じ再質問やんかみたいな、そういうのが多々見受けられるので、もう、先ほど皆さんが言っとるように一問一答でいいんじゃないかっていうふうに思います。

○山下委員長 はい、那須委員。

○那須委員 私も同意見です。

もう、一々議長が指示するのではなくて、1-1、1-2、1-3という順番を追って、これは質問者が、きちんと整理しながらやるべきだというふうに思います。

それともう一つは、時々あるんですけども、答弁を求めない質問があるので、この辺のところも改めて、この一般質問の中に入れるべきだというふうに思います。

○山下委員長 はい、金繁委員。

○金繁委員 私も一問一答方式で十分だとは思いますが、視察先の松前とか内子でしたかね、議員も慣れるまで選択制にしておいて、1年か2年か試験的にやったという話がありましたので、選べる自由というのも残しておいたほうがいいのかなどは思います。私は残しておいたほうが、1年様子を見て、今の議会あと2年ですけども、この2年以内に結論を出すというのもいいのではないかなとは思いますが。

あと今、那須議員が言われた、その答弁を求めない、主張で終わるとのことなんですけれども、確かに一般質問で、本来は質問するべきなんですけど、ただほかの議会とかを見ても、答弁は結構です。という終わり方をしている、国会でもそうですし、ほかの市議会、町議会でもありますので、禁止するまではしなくていいと私は思います。

以上です。

○山下委員長 今、金繁委員の意見で、本来質問は、例えば理事者に、相手に対して質問して、答弁があるのが当然なんで、質問それは質問にならなくて、意見ということなんで、そこはちょっと、皆さんが、どうとるのかで、この一問一答だけという方が、委員の中で、6人中5人か、何でこれはもう、金繁委員は残したほうがいいのかという意見ですが、これ全体の大多数の意見な

んで、一問一答のみで行うということによろしいですか。

はい、それではそういたします。

それと先ほど石川委員から、ランダムではなくて順番に質問していかないと、聞いている方が分かりにくいという点ですが、これ普通は常識で、常識の範囲で、1 から 4 まであったら 4 から行く人は少ないと思うんで、それは質問する人、本人が、気をつけていただいたらいいのではないかと思います、皆さんいかがですか。

そしたら、もう質問する者に任せるということで、よろしいですか。

はい。一問一答の件、ほかに何かありませんか。

はい、ないようですので次に移ります。

続いて、議会運営に関する申合せ事項等の見直しについて、事務局長の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。では次、議会資料の 2 を御覧ください。

申合せ事項を掲載しております。その中のですね、2 ページなんですけども、発言時間についてなんですけど、ここにつきましてはですね、今、協議いただいた内容についてですね、沿って変更させていただきたいと思うんですけども、質問方式は、一問一答方式とすることにさせていただきます。

また発言時間につきましては 40 分以内、答弁、反問、反問に対する議員答弁時間は加算しない。関連質問は認めないということで、変更をさせていただければと思っております。

続いて同じく 2 ページの 11 番、発言内容の制限についてなんですけども、そこで 2 番目に、思いやりのない言葉、非人道的な言葉を使わないというですね、表現があったわけなんですけど、その非人道的な言葉というところを、無礼な言葉、に書き換えさせてもらったというふうに考えております。これについてはですね、この表現につきましては、議員必携の 137 ページのですね、注意したい発言というところにそういった表現ありましたので、その表現と合わせたらどうかというふうに考えております。

続いて 3 ページのですね、14 番。

議員全員協議会についての部分なんですけども、その最後の部分にですね、先般、議員全員協議会の中でもですね、本会議前のですね、協議会において重要案件抽出の協議の場を設けることとしてはどうかということで合意を得ましたんで、そこをですね、注意書きで追加させてはどうかということで、案を作成させていただいております。

続いて 4 ページになります。

4 ページの 19 番、議会資料の配付についての部分なんですけども、これは先般の議会運営委員会の中で、議会資料について、予算書と決算書についてもですね、もうそろそろ、紙ベースはやめて、タブレットだけにしてはどうかという御意見がありましたので、これについてはですね、またいろいろ御意見をいただいて、協議をさせていただいたらと思います。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

10 番の発言時間については、すいません。

一般質問 10 番の発言時間についての一般質問については、質問方式は一問一答方式といたします。

続いて、発言時間については、協議 40 分以内ということで、続いて関連質問は認めないとい

うことでよろしいですか。

11の発言内容の制限について、非人道的な言葉を、無礼な言葉に書き換えるという提案なんですけど、この件についてはこれでよろしいですか。

(「はい。」という者あり)

○山下委員長 はい、では、これにさせていただきます。

それで、続きまして14番の議員全員協議会について。

本会議関連の協議会において重要案抽出の協議の場を設けることにするという議会活性化特別委員会の中間報告における運用を加筆するか、しないかということで、これは皆さん加筆するというのでよろしいですか。

続きまして19、議会資料の配付について、議会資料は、予算書、決算書を除くということでよろしいですか。

(「はい」と言う者有り)

○山下委員長 はい、金繁委員。

○金繁委員 困ります。

プラスですね、概要、予算のね、説明資料、あれもね評価書ね、あれも紙でいただきたい。プラスしてほしいくらいです。

○山下委員長 紙資料については不要とする意見が結構あったものですから、そういう意見も含めて、今までどおりでしたら、予算書、決算書は紙ベースでという、結局これ事務局要求したら、出してもらえるんですかね、これ。

議会のほうで、予算・決算書は紙ベースでということで要求を議会からすれば。

○山下委員長 はい、本多事務局長。

○本多事務局長 これにつきましてははですね、予算、決算については紙っていうことで申合せさせていただいていますので、現状どおり、出していただけたらと思います。特に今現状では要望しなくても、出していただけたらと思います。

以上です。

○山下委員長 結局、要望しなくても、出してくれるということなんで、これを省いてはどうかという意見です。もうこれ省かないで入れとくと。

(発言する者あり)

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 いや、私はもういつまでたってもですね、ペーパーレスっていうことで、できないような状態になると思うんで、どっかの区切りでは、私はこれ予算書、決算書も含めてですね、紙ベースはやめるべきだというふうに思います。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 だけどやっぱり予算決算は必要っていうか、勉強会のときに、何ページ何ページって、タブレットで、ぱっとぱっとって皆さんと一緒にできるかどうか。何ページをあけてください。何ページ何ページって言うたときに、タブレットで、1か所見るのは見れても、次は何ページって、何をしているか分からない、そういったこともあると思います。やっぱり決算、予算書はやっぱり、手元にあって見るほうがいいと。やっぱり金繁委員が言ったように、概要説明書、あれも、やっぱり予算書を見ながら、どういったもんかっていう対比ができるんで、あれも出来たら、うん、資料出してもらいたいなっていうふうに思います。

- 山下委員長 石川委員。
- 石川委員 希望すればですね、提出していただけるのであれば、私は、原則として、タブレットの配信のみとして、希望者については、配布できるような形にすればいいんじゃないかなと、いうふうに思いますがいかがですか。
- 山下委員長 はい、嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 私もやっぱり、これ決算書、予算書、両方とも紙で欲しいなど。  
あわせて、概要説明。もともとですね、そのタブレットでやろうとすること自体、この部分については無理やと思っただけです。で、タブレットも、パソコンに置き換えてほしいなと思ってるぐらいなんです。あと、タブレットからパソコンに置き換えたとしても、予算書、決算書については、必要だろう。なかなか対応、紙の予算に対応出来ないと思っています。  
以上です。
- 那須委員 私もやっぱり、当初予算書と決算書は紙で必要だと思います。  
補正予算なんかは、要りません。それはもう略してもらってもいいですけども、当初予算書と、決算書ですね、これ地方自治法上問題ないんですかね。紙で出さなくても、その決まりはないのかな。
- 山下委員長 本多事務局長。
- 本多事務局長 特にそういった決まりはないというふうに思っております。  
以上です。
- 山下委員長 ほとんどの方が、今までどおりの要求ということで、今までどおりにしたいと思いますますがよろしいですか。
- 山下委員長 はい、那須委員。
- 那須委員 僕は補正予算書は要らないって言うたんです。当初予算と決算書は、要るって言うたんです。
- 山下委員長 当初予算、決算書のみの。  
金繁委員。
- 金繁委員 私は補正予算も、出してほしいです。  
すいません。私だけじゃないと思うんですけど、これで見ると、画面で見ると見落とし結構あって、それと紙でやっぱり補正予算も置いておくと、比較がしやすい。これだけ1回1回こうやってフォルダあけて、何年何月のって比較が本当しにくいんですよ。  
だから過去の分に遡って比較したりとかするとき、やっぱり紙であると、非常に助かるんですと私は思うので、ぜひ補正も。
- 山下委員長 補正予算も全て。
- 金繁委員 残してほしいです。今のままで残してほしいです。プラスさっき、鷹野副委員長が言われたように、概要も紙でいただけたら嬉しいです。  
お願いしたいです。
- 山下委員長 石川委員。
- 石川委員 現在ですね、このタブレットからプリントアウトができなくなってると思うんですけど、それは変更はできるんですか。例えば自分のプリンターで、印刷できるとか。いやいや補正じゃなくて、私はもう基本的にペーパーレスを望んでいますんで、希望する方は、個別にですね、自分のプリンターでですね、やればいいんじゃないかなというふうには思うんですが、

そういうことは、技術的にできるのでしょうか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 個別にですねプリンターの。例えばアプリをですね、インストールすれば、できないことはないんですけども、個別にですねそのアプリ自体を導入することを禁じていますので、現在の取扱いでは出来ないというふうに考えています。

以上です。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 いや自分のところのコピー機を取り込んでやればできるでしょ。どれだってできるわけですか、それも禁止されとるの。

そういうアプリじゃなくて。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 そういった形で個別にですね、アプリをインストールすること自体は禁止されているということです。

以上です。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 えーつとですね、その情報。閲覧のみっていうのはよく分かるんやけど。

私は、毎回、情報公開しとるんで、その手間はなくしてほしいなど。当然、見えるもんだから、別に情報公開しなくてもいいんじゃないかなとは思ってます。データを毎回、情報公開してもらって、自分で印刷してます。だから、当然配布するもんだから、隠す必要はないんで、そういった手間を省いて、必要な人には全部データをあげればそれでいいんじゃないかなとは思います。

○山下委員長 ということは、求める方には出すと。求めない方には出さないということ。

(発言する者あり)

○山下委員長 これ、1番大事なことは、議員活動議会活動をする上で、1番やりやすい方法が、これ今、配布なんで、やっぱり今までどおり配布のほうでいくという意見が多いんで、今までどおりの配布ということによろしいですか。

はい、石川委員。

○石川委員 先ほど那須委員が言われたようにですね、私は補正はですね、せめて補正は要らないんじゃないかなというふうに思っております。

○山下委員長 割と、そういうと、どこで線引きするかっていうのが、当初予算、決算はある。補正は要らないっていう線引きも難しいと思うんで、そういう人数が多いんで、数が多いんで、従来どおりします。

はい、金繁委員。

○金繁委員 概要のほうは、まだ今日じゃなくてもいいですけどぜひ検討していただけたらと思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 概要についても、プリントアウトして、紙ベースで、配布するということ。

本多事務局長。

○本多事務局長 すいません。その概要書というのは、恐らく決算書でいうと、主要施策の成果に関する調書であるとか、そういうことだと思うんですけども、これについてですね、以前、議

論があったときに、あくまでもタブレットは紙資料をなくすと、その辺りの環境に配慮してですね、そういったものをなくすということが前提で。

ただ、タブレットにおいてはですね、いわゆる比較、スプリットビューといって、紙を分割することはできるんですけども、非常に見にくいということがあったので、予算書は紙にするけども、その概要説明については、タブレットという多分判断だったと思うんですけども。

その辺り、一度そういった判断があったということをですね前提にちょっと協議していただけたらと思います。

○山下委員長 これ実は、私が委員長のときに導入したペーパーレス化を図るという目的も、結構大きい目的があったんですが、余りにも、興味、委員の皆さんがそういう意見が多いんで、結局、皆さんに再度意見を聞きたいと思います。

出すのか出さないかよ、その予算書は、もう出すということで決まったんで。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい、石川委員。

○石川委員 委員長が、先ほどちょっと述べられましたけど、ペーパーレス化をどんどん進めるという方向からですね、後ずさりするような話になってしまうんで、私はいかがなもんかなと。

せっかくタブレットが出来て、皆さん活用されていると思うんですけども、これもやっぱりペーパーレス化してですね、この紙ベースでのですね、コピーの削減とかですね、いうことを目的にペーパーレス化もしてきたと思うんですけども、それを後戻りするようなことは、いかがなもんかなと私は思います。

○山下委員長 時の委員長として進めてきた、このタブレットですが、やっぱりこれ、なかなか目指しても難しいところもあるんで、やっぱり流れで、導入したときはペーパーレス化を図るということで、目的で押し進めたんですが、やっぱり今、今現在はやっぱり、そういう反対の方向になるような感じですが、やっぱりこれ仕方ない、これ。と私は思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。それでは、配付資料で予算書以外にも、予算、決算書以外にも出すということ、賛成の方、挙手をお願いします。

3人、賛成多数です。

よろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 これ 19日に報告がありますんで、全協で報告がありますので、議会運営委員会ではそういう方向ですということで報告します。

続いて、愛南町議会運営方針3月定例会について、事務局の説明を求めます。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 議会資料3を御覧ください。

3月定例会の議会運営方針を定めております。その中でですね、今回変更させていただいたのが、委員会付託をする場面があるということで、今回は委員会付託のことについて若干触れています。というのがですね、まず、当初予算につきまして、議員全員協議会を開いてですね、当初予算審査会を開くという表現をしていたんですけども、それについては、全て勉強会ということで、表現を統一さしてもらいたいと思います。一応議案については、事前審査をしてはいけないという決まりがありまして、審査会とするとですね、事前審査をしているというふう

にとられますので、そういった誤解を受けないように、一応予算勉強会ということで表現を統一させていただきたいということと、あと、委員会付託を仮にされた際はですね、この全員協議会がですね開かれることはないの、いわゆる委員会の中で、同じように審議をしていくことになるので、委員会付託の場合は、勉強会を開催しないということで、(6)番と(9)番について、表現を統一させていただいております。

続きまして、監査委員の出席についてなんですけども、今回ですねこれについては昨年度も監査委員についてはですね、9月定例の出席だけで、そのほかについては出席はしておりません。監査委員の出席についてはですね、必要に応じて出席要求できますので、この部分を削除したらどうかという案をつくっております。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

(6)と(9)については、委員会審査と区別するため、勉強会に統一するということがよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 そして、委員会付託の場合は、委員会を開催することになるため、勉強会を開催しない一文を加えるということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、11番の監査委員の出席は必要に応じて出席要求ができるため、運営方針から削るということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 はい、ではそうさせていただきます。

続きまして、愛南町議会運営方針6月9月12月定例会について、事務局長の説明を求めます。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 6月9月12月定例会の運営方針について説明をさせていただきます。

これも先ほどのですね、3月定例会と同じなんですけども、9月定例会におきまして、決算勉強会を開いているんですけども、これにつきましてもですね、委員会付託をされた場合は、決算勉強会を開催しないということで、一文を加えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

11番の委員会付託の場合は、委員会を開催するため、決算勉強会を開催しないを付け加えるということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、一般質問の方法については、協議1の結果に修正をいたします。

続いて、質疑の回数について、事務局の説明を求めます。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 質疑の回数について議会資料6を御覧ください。

これにつきましてはですね、歳出は款で分割、歳入は全般及び予算書、決算書全般を通じて質疑を行うということで、しておるとななんですけども、歳入、歳出、そして第2表とか第3表でも質疑ができない場合、そういった事例があったときにですね、全般として整理をして、

質疑の場を設けておりましたけども、質疑をですね、蒸し返すような恐れもありますので、質疑済みということで、質疑済みを除くというですね、表現をさしていただいております。

歳出は、1から4款、6から8款、9から14款の3つに区切り、それをそれぞれ3回、歳入で3回、歳入歳出で質疑済みを除く予算書、決算書全般で3回という形で表現をさしていただいておりますが、よろしいでしょうか。

以上です。

○山下委員長 ただいま、説明が終わりました。

質疑の回数については、今後の委員会付託を見込んで、本会議方式と、委員会付託方式の場合に分けて記載されております。

本会議方式については、今まで分割された以外の質疑ができづらく、その他を加えたりしていましたが、歳入歳出で質疑済みを除く、予算書、決算書全般で3回というふうにして整理をしております。

当初予算、決算ともに、これでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 はい、ではそうさせていただきます。

本多事務局長。

○本多事務局長 申し訳ございません。

1点ですね、大きなことを説明し忘れておりました。

ここにですね、今回新しく、委員会付託の場合ということをつけ加えさしていただいております。委員会付託をする場合は、提案説明後、議案に対する総括的な質疑を行って、詳細な質疑は、委員会で行うということ。そして、委員長の報告に対する質疑についてなんですけども、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と、結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対して、提出者に、執行部側に、質疑することはできないというですね。これは運営基準に載っている表現のとおりなんですけども、加えさせていただいたらどうかということで、案をつくっております。

以上です。

○山下委員長 ただいま、局長から説明がありました。

委員会付託の場合、委員会付託された場合、本会議での一般的な質疑のルールが記載されております。

これでよろしいですか。

○山下委員長 はい、石川委員。

○石川委員 委員会付託の2番なんですけど、これ提出者に質疑することができないっていうことになってるんですけど、この表現ちょっと分かりやすくしないと、執行部に対しての質疑をすることはできないということだと思ってるんですけど、これだけ書かれると、委員長が報告書を提出することになると思うんで、委員長に対してですね、質疑することはできないというような解釈にもなりかねないんで、そこの辺り、分かりやすく表現されたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 この解釈につきましてはですね、今の石川議員がおっしゃるとおりで、提出者というのは執行部という意味です。

その辺りを、分かりやすく執行部という形でですね括弧書きにするなり、表現を変えたいと思います。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

この件について何か御意見ありませんか。結局、分かりやすくするために提出者の文言を変えるということやろ。

(発言する者あり)

○山下委員長 提出者(執行部)と、今そういう意見が出ましたが、ほかの委員の皆さん御意見ありませんか。

ないようですので、そうさせていただきます。

以上で一般質問と申し合わせの件のまとめとし、4月19日の全協で報告します。

続いてその他、その他、何かございませんか。事務局からその他ありませんか。

ないようですので、以上で、議会運営委員会を終わります。

どうもお疲れさまでした。

議会運営委員会委員長